

○北上市園芸産地拡大支援事業費補助金交付要綱

平成31年3月26日

告示甲第15号

(趣旨)

第1 この告示は、稲作中心農業から園芸作物生産への経営転換を促進するため、野菜、花き及び果樹の新規栽培及び栽培面積の拡大に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 100平方メートル以上の野菜、花き又は果樹の新規栽培に取り組む生産者及び当該生産者が組織する団体
- (2) 100平方メートル以上の野菜、花き又は果樹の栽培面積の拡大に取り組む生産者及び当該生産者が組織する団体

(補助対象経費等)

第3 補助対象経費、種別及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費が100,000円以上の事業に限る。

- 2 前項に規定するもののほか同じ機能を有すると市長が認める種別を含む。
- 3 種別は、当年の栽培に当たって購入したものに限り。
- 4 補助金交付の対象となる事業は、申請のあった日の属する会計年度の3月末までに完了するものとする。

(事業実施期間)

第4 事業実施期間は、平成31年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(令4告示甲23・令6告示甲91・一部改正)

(補則)

第5 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成31年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象経費	種別	補助金額
栽培用資材費	種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額 (1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とし、1人又は1団体につき200,000円を上限額とする。
土壌用費	肥料、土壌改良資材、堆肥、農薬、土壌精密検査費	
機械導入費	畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調製用機械	
設備導入費	かん水装置、制御装置、ハウス部材	